

現代の町並みにみえる 江戸・明治の都市計画

— 鳥取県若桜町若桜宿の調査から —

はじめに 奈良文化財研究所では2015年度から2ヵ年にわたり、鳥取県若桜町若桜の伝統的建造物群保存対策調査を計画している。若桜町は鳥取県の東南部、兵庫県との県境にあり、若桜宿はその西端に位置する。

若桜宿は中世～近世初頭の若桜鬼ヶ城の城下町として整備され、元和3年(1617)に池田氏が一国一城の定めにしたがって、廃城したのちは若桜街道の宿場町として栄えた。その後、明治18年(1885)の大火により、若桜宿は全焼し、現在の町並みを構成する建物はこれ以降のものである。

街路・水路の現況 現在の若桜宿は、旧若桜街道の枡形とこれを近代に拡張・延伸した本通りを主軸とし、その両側に広がる短冊状の敷地により構成される。そして宿内には本通りと併行して、若桜宿の北方を流れる八東川から引き込まれた水路が走り、若桜宿の骨格を形成している。また本通りと並行して走る蔵通り(図51)に面して、寺院が建ち並ぶ。

伝統的建造物の分布(図52) 宿内には民家・土蔵・社寺が伝統的建造物として遺存する。上述のように、明治の大火により宿が全焼したため、近世にさかのぼる建物は確認できないが、若桜宿を縦断する本通り沿いを中心に、主屋・土蔵などの伝統的建造物が多く残り、川側には4つの寺院(寿覚院・西方寺・正栄寺・蓮教寺)が位置する。宿内の町屋は敷地正面側に主屋を置き、敷地背面側に土蔵を配すため、敷地背面側の裏通り(蔵通り)には土蔵が建ち並ぶ。正面側では、主屋の前にカリヤと呼ばれる差し掛けを設け、これが軒を連ねることで、伝統的町並みを形成している。雪の多いこの地域では、カリヤの下を通ることで、傘を差さずに通行できたという。

絵図・史料 若桜宿の様相を様子を描いた主要な絵図は以下の3点で、ここから都市計画の変遷がうかがえる。

街道の様相を知る古い資料としては、「因幡民談記」(図53、鳥取県立博物館蔵、元禄元年=1688)に収められる街道の絵図がある。水路の描写はないが、枡形の街道が黄色で描かれ、鳥取側から順に農人町・下町・中町・上町の町名が記される。また4つの寺院の名が(寿覚院・西方寺・正栄寺・蓮根寺)、現在と同じく、八東川側の位置に確認



図51 蔵通りの町並み

できる。

「八東郡村々井手絵図面」所収の水路図(図54、鳥取県立博物館蔵、文政10年=1827)は和綴じ本に収められるもので、正確な測量にもとづくものではないが、若桜宿周辺の様相を知ることができる。赤線で道、青線で川および水路を描き、若桜街道は枡形に折れ曲がる。八東川から引き込まれる水路は大きく4筋に分かれ、それぞれ本通りと平行して流れる(北から順に新町川・町中浦中川・東町大川・殿町川)。東町大川は上町の街道の矩手部分で支流に分かれる。このうち東町大川とそこから分岐した町中東川は本通り両側の水路で、町屋浦中川は本通りと蔵通りの背割りの水路で、現在も確認できる。また本通りが現在のように宿を貫通していないため、東町大川と殿町川が下町・農人町境の若桜街道の矩手部分で合流し、現在の番場川(ババガワともいう)の位置を流れる。

「八東郡若桜宿田畑地続全図」(図55、鳥取県立博物館蔵、天保14年=1843)は田畑の等級を示した図であるが、比較的正確な地図で、赤線で道、青線で川および水路が描かれる。やはり枡形の街道が描かれ、本通りと併行して走る2条の裏通り(現殿町通り・蔵通り)も描かれる。特に本通りの両側に短冊上の敷地が広がり、播磨(東)側より、上町・中町・下町の3町の名が確認できる。本通りから矩手に曲がった播磨側には新町、鳥取側には農人町が展開する。また現在の寺地部分は、寺院の名称は記されないものの、ほぼ現寺域と同規模の大きな敷地割が為されている。これらより現在の若桜宿の敷地割は少なくとも、この時期のものを継承していると判断できる。

以上の3つの絵図から、17世紀後半には若桜宿の骨格たる街道が完成しており、19世紀前半には現在とほぼ同じ水路網・敷地割が形成されていたことがわかる。「因幡民談記」には水路が描かれませんが、現状の街道や敷地の構成からみて、城下町整備にともなって整備されたと考えられる。

議決書 明治18年の大火により、若桜宿は壊滅的な打撃を受け、若桜宿会により、防火対策を盛り込んだ再興

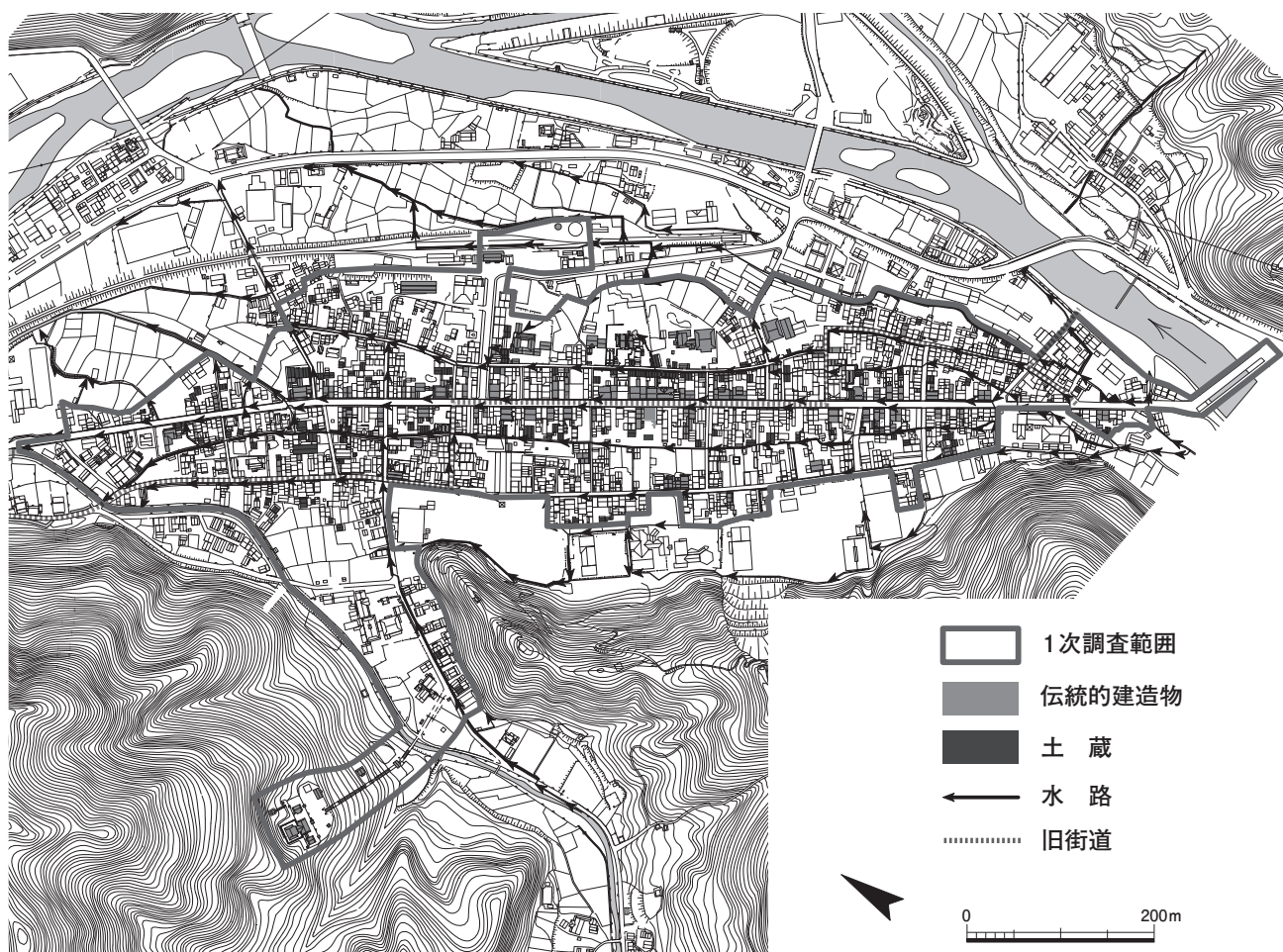


図52 若桜宿の伝統的建造物・土蔵の分布と水路（1：8000）



図53 因幡民談記所収の街道図

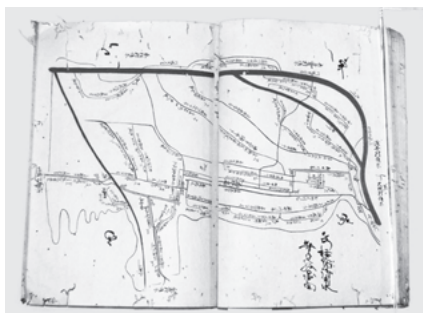


図54 八東郡村々井手絵図面所収の水路図



図55 八東郡若桜宿田畑地続全図

計画の議決がなされている。

同年5月11日付された議決書は、11条からなり、第1条で、葺材に言及し、類焼しやすい藁葺を一切禁止し、葺材を杉皮・瓦・板とすることを定めた。あわせて第3条で藁隅・藁囲を禁止している。また西方寺・蓮教寺では街道と直行する方向に横道を設け、防火帯とすることで防火性を高めた。

第5・6条で、本通り沿道の建物を1丈1尺分セットバックし、そこに幅4尺の仮屋・幅2尺の水路を設置することを定めた。そして第10条では裏町通り（現蔵通り）における人家の建設を禁じ、土蔵に限定することで、類焼を防ぐ工夫が凝らされた。なお第8条では寺院の移転も図られたが、これは実現せずに、原位置を保っている。

この議決にもとづいて、現在のカリヤの並ぶ本通りや

土蔵が建ち並ぶ蔵通りの町並みは形成されている。若桜宿における大火後の宿の改造に関する議決は施政者ではなく、住民による自主的なもので、日本の都市計画史上においても、重要かつ特異なものと評価できる。

おわりに 若桜宿には①近世の城下町の時期に整備された街道・水路網、②近世以来の短冊形の敷地割と八東川側に立ち並ぶ大区画の寺院、③大火後に住民の議決による防火意識の高い都市計画、にもとづくカリヤと土蔵の町並みが現代に生きている。すなわち江戸や明治の都市計画の積層・継承を現代の若桜宿が体现しているのである。特に明治前半における防火対策を意識した自主的な都市計画は、近年、盛隆している住民主体のまちづくりに先駆けるものであり、近代史上、きわめて重要な意義があり、特筆すべきものといえよう。（海野 聡）